告示

○宮内庁告示第十五号

平成二十六年十二月二十三日、皇居において、天皇誕生日一般参賀を次のとおり行う。

平成二十六年十二月一日

宮内庁長官　風岡　典之

一　参賀者は、午前九時三十分から同十一時二十分までは、正門から参入し、宮殿東庭において参賀の上、坂下門、桔梗門、大手門、平川門又は北桔橋門から退出する。また、午後零時三十分から同三時三十分までは、坂下門から参入し、宮内庁庁舎前の特設記帳所において記帳の上、桔梗門、大手門、平川門又は北桔橋門から退出する。

二　参賀者の資格に制限はなく、服装は任意とする。

○

参賀行事を妨げ、又は他に危害若しくは迷惑を及ぼすおそれのある者は、参入できない。

○金融庁・農林水産省告示第十七号

銀行法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百四十二号）の施行に伴い、平成十三年金融庁・農林水産省告示第十三号（農林中央金庫法の施行に関し定める件）等の一部を次のように改正する。

平成二十六年十二月一日

金融庁長官　細溝　清史

農林水産大臣　西川　公也

（農林中央金庫法の施行に関し定める件の一部改正）

第一条　平成十三年金融庁・農林水産省告示第十三号（農林中央金庫法の施行に関し定める件）の一部を次のように改正する。

第五条中「第七条第十一項第三号」を「第七条第十一項第三号」に改める。

（農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準の一部改正）

第二条　農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁・農林水産省告示第二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第一条の十一第三項」を「第一条の十第一項第一号ロ」に改める。

第四十七条及び第四十七条の二第一項中「第一条の十第五項第三号」を「第一条の十第七項第三号」に改める。

（漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準の一部改正）

第三条　漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁・農林水産省告示第三号）の一部を次のように改正する。

第四十七条及び第四十七条の二第一項中「第十条第五項第三号」を「第十条第七項第三号」に改める。

（農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部改正）

第四条　農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁・農林水産省告示第四号）の一部を次のように改正する。

第八条第四項第一号中「第八条第二項」を「第七条第一項第一号ロ」に改める。

第五十三条及び第五十三条の二第一項中「第七条第五項第三号」を「第七条第七項第三号」に改める。

（農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部改正）

第五条　農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成十九年金融庁・農林水産省告示第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第八号中「第一条の六第五項第三号」を「第一条の十第七項第三号」に改める。

（漁業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部改正）

第六条　漁業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成十九年金融庁・農林水産省告示第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第八号中「第十条第五項第三号」を「第十条第七項第三号」に改める。

（農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部改正）

第七条　農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成十九年金融庁・農林水産省告示第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第八号中「第七条第五項第三号」を「第七条第七項第三号」に改める。

附　則

この告示は、銀行法施行令等の一部を改正する政令の施行の日（平成二十六年十二月一日）から施行する。

○総務省告示第四百二十三号

町の境界変更

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定に基づき、富山県下新川郡入善町と下新川郡朝日町との境界を次のとおり変更する旨、富山県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年十二月一日

総務大臣　山本　早苗

下新川郡入善町に編入する区域

下新川郡朝日町舟川新字舟川一〇三の二、一〇四の二及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部

下新川郡朝日町に編入する区域

下新川郡入善町古黒部字道上二六三六の二及びこの区域に隣接する水路である公有地の全部並びに下新川郡入善町古黒部字道上二六三六の二の地先の道路である公有地の全部、下新川郡朝日町舟川新字舟川九七、月山字舟川二五〇八の七に隣接する下新川郡入善町の水路である公有地の全部

○総務省告示第四百二十六号

平成二年自治省告示第四十二号の一部について次のとおり変更があったので、地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第八条の三十二第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年十二月一日

総務大臣　山本　早苗

名称	変更事項	旧	新	変更年月日
MOCマーケティング株式会社	名称	MOCマーケティング合同会社	MOCマーケティング株式会社	平成二十六年八月一日
MOCマーケティング株式会社	主たる事務所又は事業所の所在地	東京都港区港南一丁目八番十五号	東京都千代田区内幸町一丁目三番一号	平成二十六年八月一日

○政治資金適正化委員会告示第七十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十六年十二月一日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏名	抹消年月日	抹消事由
二一八〇	岩城　博志	二六、一一、一一	本人からの申請
二七三五	田中　成人	二六、一〇、一八	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号

○総務省告示第四百二十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十四条の四十九の二十一の規定に基づき、会計検査、監査又は財務に関する行政事務に関する総務大臣の指定する研修を指定する件（平成十二年自治省告示第八十八号。以下「総務省告示」という。）の一部を次のように改正する。ただし、この告示による改正前の総務省告示により総務大臣が指定した自治大学校における監査専門課程については、なお従前の例による。

平成二十六年十二月一日

総務大臣　山本　早苗

「監査専門課程」を「監査・行政評価専門課程」に改める。

○総務省告示第四百二十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第二条第一項の規定に基づき、平成二十五年総務省告示第十九号により下野市に編入する区域として告示された区域の属すべき衆議院小選挙区選出議員の選挙区を、次のように定める。

平成二十六年十二月一日

総務大臣　山本　早苗

栃木県第一区